

千葉市立青葉病院緩和ケア委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立青葉病院における緩和ケアの充実を図るために青葉病院緩和ケア委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の組織は、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士の職にあるもの及び事務局医事室により構成する。

(会議)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代行する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、事務局医事室において総理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

改定 平成24年4月1日

改定 平成28年4月1日

改定 令和3年6月4日

改定 令和4年4月1日

